

令和5年10月12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和5年度大阪府新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業の
実施の周知について（申請期限は今年3月1日まで／個人防護具以外の設備申請）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が届きましたので情報提供いたします。

同通知は、令和5年10月～令和6年3月末を事業期間とする外来対応医療機関等への設備整備事業
の内、「個人防護具以外の設備について申請受付を開始する」旨、知らせるものです。

(個人防護具の補助申請受付は来年2月頃を予定)

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○大阪府通知・ホームページより引用（詳細は大阪府ホームページをご参照ください）

■補助事業者

新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある、府内の「外来対応医療機関」、「帰国者・接触者外来」又は「地域外来・検査センター」

※個人防護具以外の設備について補助金の交付を希望する医療機関は、令和5年10月31日までに外来対応医療機関の指定申請をしてください。

※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに(a)帰国者・接触者外来等設備整備事業、(b)外来診療医療機関（透析治療・周産期・小児医療）感染対策設備整備事業、(c)外来対応医療機関設備整備事業のいずれの補助も受けたことのない医療機関に限る。

(上記(a)～(c)以外の事業の補助を受けていたとしても問題ありません。)

○補助により整備し継続して使用してきた簡易診療室（購入・リース）の撤去費用について
・令和6年3月末までにリースを終了し撤去する場合及び購入によらざるを得ず交付の目的を達成したものと廃棄することが適切な場合については、撤去・廃棄費用は補助対象とすることが可能です。
・撤去・廃棄費用について補助を希望する場合、今回の申請期間内に申請してください。
※産業廃棄物や粗大ゴミ等として廃棄する場合の処理・処分費用は対象になりません。

■対象経費

外来対応医療機関等の設備を購入するために必要な備品購入費等

※令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（外来対応医療機関指定日より前を除く。）に納品があり、整備が完了した設備費用が補助対象です。納品があるだけでなく、整備した設備を用いて発熱外来を行っていただく必要があることから、原則として令和6年1月31日までに納品・整備を完了してください。

■対象設備、基準額 ※詳細は府ホームページご参照

対象設備	基準額
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）	905,000円（1施設当たり）
HEPAフィルター付きパーテーション	205,000円（1台当たり）
簡易ベッド	51,400円（1台当たり）
簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額

■提出期限：令和5年10月31日（火曜日） ※期限後の申請は受付できません。
申請に必要な書類が整った医療機関より順次審査し交付決定します。なるべく早期に提出してください。

■提出先・問合せ先：件名を「【〇〇病院】外来補助金（申請）」と記載し、メールで提出。
【メールアドレス】 coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

■大阪府ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/gairai5/index.html>

■問い合わせ先
・大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課

病院支援グループ電話番号： 06-4397-3253



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)